

平成24年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成25年3月27日(水) 午後1時30分～3時15分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成25年1月から3月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議(吉川委員抽出) 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度及び運用に関する意見書について

委員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について この第4四半期は、当市の電子入札システム機器更新によるシステム停止期間となったため、このシステム停止期間中の入札をできるだけ回避するよう12月に前倒しで発注を行ったことにより発注件数は若干少なくなりましたが、実施入札は42件であり、入札参加者が無く不調となった案件が6件あったことから契約に至った案件は36件でありました。内工事が29件、委託が7件で、

	<p>請負契約額計は約 4 億 1400 百万円で、内訳は工事が約 3 億 9000 万円、委託が約 2500 万円であり、平均落札率は、84.04%で、内訳は工事 85.44%、委託 66.92%でありました。また、平均入札参加者数は、7.2 社でした。</p> <p>この第 4 四半期の発注で今年度の発注はすべて終了となり、総発注件数は 458 件で工事 382 件、委託 76 件であり、前年の同時期の 503 件と比較するとほぼ同じペースでの発注となっております。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について</p> <p>この 3 ヶ月間は、3 件の指名停止措置を行った。</p> <p>3 件の内 1 件につきましては、入札妨害の容疑で工事課長が逮捕されたことから 24 ヶ月の指名停止としており、この期間については、加重された期間となっています。当社は、平成 22 年に P C の橋梁の入札妨害で 24 ヶ月の指名停止を受け、昨年 10 月に指名停止が解除されたばかりでの、今回の入札妨害となることから松阪市指名停止等措置基準別表第 2 - 2 により 24 ヶ月の指名停止としています。</p> <p>3 件の内 2 件につきましては、市の発注する豊原町配水管布設替工事の元請け業者と下請け業者であり、平成 24 年 8 月 21 日工事中に下請け業者の作業員が重機に接触し、左環指（薬指）を負傷し 6 ヶ月の加療が必要となったことを受け、工事中の安全管理の不徹底として指名停止措置基準別表第 1 - 2 により元請けに対しては安全管理の指導の不徹底による、また、下請け業者に対しては労働基準監督署から是正の勧告を受けたことにより共に指名停止 1 ヶ月としたものであります。</p>
<p>●抽出事案の審議（吉川委員抽出）</p>	

今回の入札結果の状況の中で、総発注件数 42 件の内、入札参加者が 5 社未満であった案件が 12 件あった。これは約 3 割がそのような状況であった事となり、比率としては高いように感じた。またその内の 4 件が落札率 90%を超えており、入札参加者が少ない時には落札率がやはり高くなるという傾向があるのではないかと考える。次に落札率が 90%を超えた案件が 1 件あったが、その案件の応札者の中で 2 番札の状況がどうであったのか説明いただきたい。また、入札不調の案件が 6 件あった事は多いと感じるが、これらの経緯とその後の結果をどのように捉えているのかを説明いただきたい。

地域指定型の発注について、以前からこの事については、市町村合併時の激変緩和の配慮と理解しているが、今回も入札参加者が飯南・飯高管内では少なく、この状況は定着していると分析する。その点はどのように捉えているのか。第 4 四半期という事で手持ち工事の状況も関係あるかとは推測するが継続して入札参加者が少ない事は懸念である。

災害復旧工事の発注については、これまでも随分不調があったように思うが、その点の対応策はどのようになっているのか説明いただきたい。

入札参加者が 5 社以下と少なかった案件につきまして、公告 432 号、445 号、448 号（不調）、449 号（不調）につきましては、その内容が舗装工事であり年度末に差し掛かり、工事においても最終段階となり、舗装工事業者が最も忙しくなる時期でもあり、このような結果となったと捉えています。公告 440 号については造園工事であるが、地域要件を市内・準市内まで拡大しても施工可能業者が数社しかいないという状況がある中でこの結果と捉えています。公告 425 号につきましては、施工場所が山間部であり、条件的に

厳しかったことが参加の少ない原因と考えており、発注が早い時期であればもっと入札参加者があったのではないかと考えます。公告 454 号につきましては、工事の集中時期の中での発注であった事で入札参加者が少なかったものと考えております。公告 438 号、439 号、447 号につきましては、飯南・飯高管内の発注であり、入札参加者は少なかったものの落札率はそれぞれ 85% 台であったことから競争性の担保は確保できているものと捉えております。

次に、入札参加者が少なく落札率が 90% を超えた案件につきまして、公告 431 号、446 号につきましては、先ほどの舗装工事と同様に時期的なことから参加が少なく、また、現場が飯南、飯高管内であったことが原因と考えます。公告 461 号につきましては、工事の内容が井戸のさく井工事であり、当初から専門業者が少ないことから地域要件を県内業者まで設定した中での結果であり、止むを得ない結果であったと考えています。公告 456 号につきましては、飯南・飯高管内の発注であり、継続して入札参加者が少ないことは年間を通して分析をしていきたいと考えています。

落札率が 90% を超えた公告 436 号につきましては、入札参加者が 7 社あった中で最も安値の応札であった業者が最低制限価格を下回り落札外となり、予定価格の制限の範囲で最も安値であった業者が落札となったもので、その落札率が 92.79% であったものである。最も安値であった業者が落札外となったことは、以前から指摘を受けている最低制限価格制度の不合理的な一面の結果ではあるが、今回の落札業者の応札額は、入札参加者の 7 社の内 2 番目に安い金額であり、この事は工事の内容が学校の山の法面を安定に保つために杭を打つテラセル工法で施工する内容であったことから、その専門的な下請け業者を確保する必要性もあってか全体的に

高い応札内容であったものと捉えています。

入札不調の案件につきまして、公告 448 号、公告 449 号につきましては、発注の時期が年度末を控えた工事繁忙期といううえに金額的に小額であったことが応札額を高くし、結果として予算超過となってしまったものと捉えており、この 2 件につきましてはそれぞれの応札者との随意契約としております。公告 455 号につきましては、同様に工事繁忙期における発注であった事に加えて、工期が短かったことが入札参加を抑制させてしまったものと考えており、この案件につきましては、入札参加条件を見直し、条件付き一般競争入札で再発注を行い落札者の決定に至っております。公告 433 号、434 号につきましては、年度末近くの工事繁忙期の発注に加え災害復旧工事という事で施工場所が遠方の山間部であったことが入札参加とならなかったものと考えています。これらの案件は災害復旧という早期着手必要性から施工場所の近隣業者と価格交渉を行い随意契約しております。公告 435 号につきましては、入札参加者が 1 社ありましたが、その日に既に落札決定となった案件があったため同日落札制限により不調となったものである。この種の工事は例年もう少し入札参加者があるのだが手持ち工事の状況からか今回は入札参加者が少なかったものと捉えています。

次に地域指定型については、現状として地元業者の保護及び育成を目的として受注機会の激変緩和を趣旨として近隣 4 町との合併以降運用をしてきております。地域指定型の継続については当委員会においても以前から意見をいただいております。継続した課題となっていることから、過去 3 年度の発注における業者が 1 件当たりに期待できる値を資料としてまとめ検証しました。発注件数、設計金額、各管内の登録業者数等で 1 者当たり

<p>兼務については、やはり現場に責任者が居てもらおう方が良いように思う。</p> <p>随意契約の交渉とはどのような形となるのか。</p>	<p>が期待できる件数や請負金額を計算したところ、著しい差が認められなかったことから今しばらくの運用は必要と考えますが、入札参加者が平均的に少ないという事実があることは継続して注視していきたいと意識しています。</p> <p>最後に災害復旧工事発注の不調時の対応策については、現在、指名競争入札ではなく条件付き一般競争入札という形態をとっていることから、入札に参加するか否かは業者の自由意思で工事自体も選べる状態となっている。災害復旧工事は工事施工場所の条件が厳しい場所が多く敬遠される傾向が否めないことから、監督員には現場条件を適切に把握し設計価格に反映するよう指導しており、無駄に不調とならないよう考えております。</p> <p>昨年度は現場代理人の兼務を期間限定で認めていたが、今年は災害復旧案件が頻発しないであろうとの推測から実施しませんでした。今年の不調案件の発生が昨年度と比較して多いのは、その事も多少影響があったかまじれないと分析しています。また、最近では国交省が現場代理人の兼務のみでなく、専任対象となる主任技術者の兼務も可とする事とも伝達してきており、工事体制の人的配置の兼務については、市として工事の安全性、履行性の担保の観点から慎重に考えていきたい</p> <p>特に市街地など、交通往来の多い工事現場については、安全面を考えると慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>入札参加者が1者であればその業者と折衝を行う。入札参加者が複数あればその中で応札額の安い方から順に折衝を行うことと</p>
--	---

<p>国の方が指名競争入札を推奨するという事を聞いたのだがどうということか。</p>	<p>なります。なお、高額な案件については原則的に入札条件を見直し再度発注公告を行うよう考えております。</p> <p>東日本大震災の工事の関係で、総合評価落札方式においては、落札決定までに時間を要するので業者の審査にかかる時間だけでも簡素化したいという主旨での話であり、一般競争入札の流れを昔に戻すといった意図ではないと理解している。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p>	<p>今回は対象として 35 件の随意契約案件があります。昨年度の同時期にも「地方自治法上、止むを得ない。」と意見をいただいておりますが、再度同案件も合わせて意見聴取をお願いします。</p> <p>①基幹水利施設技術管理強化特別指導事業委託業務</p> <p>湛水防除施設は台風や大雨等に備え、適切に排水機が稼働できるよう日頃から十分な維持管理をしていくことが必要であり、当該連合会には管理技術者や組織体制が整っており、施設の地元管理者や市の担当職員に技術指導ができるため、年間管理委託を行い、施設の点検整備や操作の実施を行い適切な維持管理を行っている。排水機場間における公平性また技術的経験・知識を擁し現場状況等の精通度合いを鑑み、当該連合会に委託することで、安全・円滑かつ適切な施設の維持管理及び運転が図られると考えることから随意契約するものであります。</p> <p>②ごみ焼却施設運転維持管理業務等委託</p> <p>第二清掃工場は昭和 59 年 4 月から本格稼働しており、その運転維持管理業務について</p>

今、建設中の新焼却工場が完成すればこの契約は無くなる内容ということか。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

合理化事業計画の趣旨に基づく内容であり止むを得ないものと考えるが、新たな業務への転換を促進されていくよう指導願いたい。

は、当初より当焼却施設メーカーであるグループ会社で設計施工した施設の運転維持管理を専門に請負う当該業者に委託している。当業務は特殊施設の運転維持管理であるため、特殊な技術と経験が要求され、更にメーカーからの密接な技術供与が不可欠である。それらの条件を満足し、且つ、施設のトラブル発生時にその責任の所在が明確となり、対処が円滑に行える業者は他に無いため随意契約するものであります。

現在建設中の新焼却工場の契約には 20 年間の保守契約の分も含んでいることから、このような形態での委託契約は発生しないこととなります。

③～⑥一般廃棄物収集運搬業務

本業務は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法」に基づく代替業務の位置づけであるため、他業者の参入は認められないため随意契約するものであります。

⑦～⑩松阪市（第一～第五）地域包括支援センター運営業務

地域包括支援センターは、平成 18 年度の介護保険法改正により制度化された機関であり、センターに関するすべて事項を所掌すると規定されている運営協議会で承認された事業者であること、地域との信頼関係の上になり立つ業務であることから実績を積み質の担保を図っていること、また、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に位置付

医師会や社会福祉協議会といったところは透明性があると感じるが社会福祉法人等の事業運営についてはどのように適正性を判断しているのか。今回契約の相手方になっている中には県議会でも質問に上がっている法人があるようだが。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えるが、履行の確保及び運営状況については十分把握されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

けられ中長期的な見通しを持った運営が望まれること等から、当該業者については、医療との連携を推進する要となり得ることが重要な点として勘案され、専門職の配置なども可能であることから委託を行うこととなり、以後、センター運営のノウハウを築いていることから随意契約するものであります。

履行の担保については、市内部での運営委員会において決算上の収支等をチェックしており、履行状況を含め契約の相手方として問題ないか否かを判断していると聞いている。

⑫障害者（児）相談支援事業

現在、県の指定相談支援事業所が当該事業所だけであり、同事業所により障がい者等からの一般相談支援が実施されており、また、入院・入所している精神障がい者の地域移行・地域定着のための支援を行っている事業所としても同事業所だけであることから、専門的な支援ができる機関として、当該事業所と随意契約を行うものであります。

⑬給食炊飯委託

三重県内の各市町における学校給食用米飯について炊飯設備がない市町においては、三重県が一貫した監視指導のもとで、当該業者が炊飯加工施設を選定し、米加工食品としても供給を行っており、本庁管内の小中学校（単独調理場）18校と嬉野管内の小中学校

<p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p> <p>自治会に入っている戸数が増減した場合の委託料はどうなるのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p> <p>バスの運行については、今回の契約の相手方以外に競争できる業者ではないものだろうか。</p>	<p>(共同調理場) 5校は、炊飯設備がないことから、三重県の指導のもとで事業を行う当該業者と随意契約を行うものであります。</p> <p>⑭広報広聴補助業務等委託業務 ⑮広報発行事業自治会配布業務</p> <p>地域の状況を最も良く把握し、住民の居住状態を最も良く把握している自治会を通じて行うことが、効率かつ信頼できる方法であるため、自治会を統括する自治会連合会と随意契約するものである。</p> <p>戸別あたりの単価が決まっており、それと連動して契約金額も増減することとなります。</p> <p>⑯廃止代替バス運行業務 ⑰市街地循環線運行業務 ⑱空港アクセス線・三雲松阪線運行業務 ⑲嬉野地域コミュニティバス運行業務</p> <p>道路運送法に基づく路線の許可、J R松阪駅前のバスターミナル使用、継続運行実績による路線及び輸送形態の熟練性等の理由から、当該業者と随意契約するものであります。</p> <p>⑯、⑰については、J R松阪駅前のバスターミナル使用の関係で当該業者以外は不可能であり、⑱については、5年間の運行許可の関係で減価償却が終わる平成 25 年度まで当該業者との契約となるものであります。</p>
--	--

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。なお、⑱については、存続の必要性も含めて検討されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

⑳平成 25 年度自転車競技会競技委託料

自転車競技法により（財）日本自転車競技会以外に委託できる事業者がないため随意契約するものであります。

㉑平成 25 年度場内テレビ上映業務及び監視テレビ業務委託、

本業務は、本場及び川越場外の場内テレビの設置、それに伴う上映放送・映像の配信等を行うものであり、本業務のためのTVは当該業者が管理・運営・設置を行っている。日本自転車競技会の着順判定業務や審議映像を熟知し本場開催時の運営の安全性が保つことが可能であることから本業者と随意契約するものであります。

㉒平成 25 年度トータリゼータシステム保守委託業務（本場・川越）

本業務は、競輪開催に係る装置・端末・販売・払い戻し等のシステム保守業務である。松阪競輪場のシステムは、当該業者のものを使用しており、システムが多岐にわたり構築されているため、当業者の専門者が従事する必要があり、発売機・払戻し機・オッズ等は当業者のシステムを継続して使用する為、当該業者と随意契約するものであります。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当

㉓平成 25 年度選手宿泊業務委託

現在は、選手宿泊施設である松阪スポーツ振興研修センターへ選手の宿泊手当として直接支払っているが、財団法人松阪スポーツ振興研修センターが、公益法人制度改革に伴い一般財団法人へ移行していく中で三重県雇用経済部の指導により宿泊料ではなく委託料で対応するよう指導があり、これを受けて松阪スポーツ振興研修センターへ平成 25 年度より委託契約を締結するものであります。

㉔平成 25 年度選手給食業務委託

現在は、選手宿泊施設である財団法人松阪スポーツ振興研修センターへ選手の食事手当として直接支払っているが、財団法人松阪スポーツ振興研修センターが、公益法人制度改革に伴い一般財団法人へ移行していく中で三重県雇用経済部の指導により松阪スポーツ振興研修センターが直接契約している施設内食堂業務委託会社と松阪市が直接契約し、直接委託料を支払うよう申し出があったことから平成 25 年 4 月 1 日より直接委託契約を締結するものであります。

㉕MC TV 閉域回線利用契約

外局からの庁内 LAN への接続については、接続回線を平均的に高速化すると共に経費削減を図ることとして、市内全域でサービスの提供が受けられる業者から、回線サービスの提案及び見積徴収を行ない決定したものであり、専用の機器導入も行ったことから今年度も引続き同サービスにより随意契約するものであります。

性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。

㉞ ネットワーク運用支援委託

合併により、全庁における新たな情報ネットワーク基盤を構築したが、このネットワークシステムの基本設計は基幹システム運用業者が関わり構築されており、同社の支援により、拡張性、安全性及び信頼性を確保し、日々の安定した運用を行なう必要があるため随意契約するものであります。

㉟ 平成 24 年度電子入札システム保守運用支援業務委託

本業務は、電子入札システムを介しての入札業務の円滑な履行を担保させるための保守業務であり、システムの特異性からの特許権や操作や技術的なノウハウを有することが受託業者として必要不可欠となり、契約の相手方となる当該業者以外には業務の履行並びに目的の達成は困難なことから随意契約とするものであります。

㊱ 税務総合システム等業務

現在稼働している各業務内のデータについては全て松阪市のものでありますがシステムのアプリケーション部分は当該業者に著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が使いやすくカスタマイズしたうえで、現在運営しておりますが、過去の経過等が非常に重要な業務であります。改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があり、これらの業務のベースとなるシステムについては、松阪市と当該業者で松阪市仕様として開発、導入したものであることから、当該業者と随意契約するものであります。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えてるが価格の妥当性については十分交渉されたい。

㉔松阪公園ほか 18 箇所公園等清掃除草委託
本委託業務は、都市公園内の除草、清掃作業で、高齢者の作業により履行可能な業務で、市内に点在した大小 19 箇所の公園の清掃、除草作業であり、小さい公園では、短時間で作業を行なう事が可能なことから、一般の業者が実施するのは業務的にも不利であり一般競争入札には適さないと判断、これらことから当該業者と随意契約するものであります。

㉕資源物選別作業等業務委託
平成 12 年度より本庁管内では資源物の回収を開始し、当初から資源物の選別作業を当該業者に委託おり、資源物の選別作業をするにあたり、選別の経験と知識による作業効率を勘案し、当該業者に選別作業を委託し随意契約するものであります。

㉖資源物選別作業及び日曜受付等業務委託
平成 12 年度より本庁管内では資源物の回収を開始しており、資源物の日曜受付業務及び資源物の選別作業をするにあたり、選別の経験と知識による作業効率を勘案し、当該事業団に選別作業を委託し随意契約するものであります。

㉗夜間・休日を含む配水管及び給水装置修繕等にかかる委託
夜間休日での突然の漏水修理や閉開栓など、緊急を要する対応等については通常の業

<p>この業者に市民が直接修理を依頼をできるのか</p> <p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p> <p>費用対効果はどのような状況となっているのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが、価格の妥当性については十分交渉されたい。</p>	<p>者では対応ができず、緊急時に備え 1 年間 365 日にわたり常に職員、技術者、資材等を確保して体制を整え、約 30 年間にわたりの確に業務を遂行している業者と随意契約をするものであります。</p> <p>もちろん可能であり 24 時間体制で対応しております。</p> <p>㊸電話催告業務委託</p> <p>現年度市税収納率向上を図るために従来の滞納整理に加えて、民間へ委託し実績を上げてきた。平成 25 年度以降についても引続き民間委託を実施するものであり、プロポーザル方式で業者を決定し、当該業者と随意契約するものであります。</p> <p>一概に効果を測定することが困難であり、数値を具現化することが不可能と考える。</p> <p>㊹読書室いきいきプラン事業</p> <p>読書室いきいきプラン事業は、平成 17 年度より業務委託契約を締結し、学校読書活動の充実を図っているものであります。学校の読書室運営における業務を十分に行っていく事業者であることが必須条件であり、これまでの成果を引き継ぎ、より向上させることのできる事業展開、司書の雇用方法・雇用条件、司書の研修体制・研修内容等、学校現場や生徒の実態に即した業務内容を評価し選定したいため、プロポーザル方式を採用し、そこで決定された当該業者と随意契約す</p>
---	---

<p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p> <p>この案件の契約金額は 5 年間の分という理解で良いのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないものとするが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p>	<p>るものであります。</p> <p>85松阪市上下水道等営業関連業務委託 松阪市上下水道等営業関連業務委託における使用者へのきめ細かなサービスを提供するとともに、より一層の作業効率、収納率の向上を図るため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間業者の中から、業者選定をするため公募型プロポーザル方式を採用し、プロポーザル方式により選定された業者と随意契約するものであります。</p> <p>5 年分の契約金額となっております。</p>
<p>●平成 24 年度の意見書について</p>	
<p>平成 24 年度の入札制度及び運用に関する意見書につきましては、今年度の記載事項の概略を整理し、楠井委員長、村田副委員長と協議をさせていただいた上で作成をお願いしたいと考えます。</p>	